

朝霞市選挙管理委員会定例会議事録

令和元年12月2日

選挙管理委員会事務局

別記様式（第4条関係）

会 議 録

会 議 の 名 称	朝霞市選挙管理委員会定例会	
開 催 日 時	令和元年12月2日（月） 午前10時00分から 午前10時11分まで	
開 催 場 所	朝霞市役所 別館5階 大会議室（奥）	
出 席 者	別紙のとおり	
会 議 内 容	別紙のとおり	
会 議 資 料	別紙のとおり	
会 議 録 の 作 成 方 針	<input checked="" type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした全文記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録から文書に書き起こした要点記録	
	<input type="checkbox"/> 要点記録	
	<input type="checkbox"/> 電磁的記録での保管（保存年限 年）	
	電磁的記録から文書に書き起こした場合の当該電磁的記録の保存期間	<input checked="" type="checkbox"/> 会議録の確認後消去 <input type="checkbox"/> 会議録の確認後 か月
	会議録の確認方法 委員全員による確認	
そ の 他 の 必 要 事 項	傍聴者 0人	

朝霞市選挙管理委員会定例会

令和元年12月2日(月)
午前10時00分から
午前10時11分まで
朝霞市役所 別館5階 大会議室(奥)

- 1 開会
- 2 委員長あいさつ
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 議題

定時登録関係

議案第136号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第137号 選挙人名簿から抹消することについて

在外選挙人関係

議案第138号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第139号 在外選挙人名簿から抹消することについて

- 5 閉会

出席委員(4人)

委員長	細田昭司
委員長職務代理	加藤洋子
委員	曾根田晴美
委員	門傳忠二

事務局(3人)

事務局	選挙管理委員会事務局長	渡辺淳史
事務局	選挙管理委員会事務局主幹兼局次長	高田隆男
事務局	選挙管理委員会事務局選挙係長	佐藤真

資料一覧

- ・ 選挙管理委員会定例会次第
- ・ 選挙管理委員会定例会 出席一覧表
- ・ 議案第136号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 議案第137号 選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 令和元年12月1日定時登録概要について
- ・ 投票区別選挙人名簿登録者数等一覧表
- ・ 議案第138号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて
- ・ 在外選挙人名簿登録者一覧表
- ・ 議案第139号 在外選挙人名簿から抹消することについて
- ・ 在外選挙人名簿抹消者一覧表
- ・ 在外選挙人名簿登録者数、在外選挙人名簿登録者数の推移、近隣市の状況

審議内容（発言者、発言内容、審議経過、結論等）

◎1 開会

◎2 委員長あいさつ

○細田委員長

おはようございます。

ただいまから、朝霞市選挙管理委員会定例会を開会いたします。

初めに、昨日執行されました朝霞市議会議員一般選挙につきまして、委員各位並びに選挙管理委員会事務局等、多くの皆様の御尽力によりまして、今後4年間の市政を担う24人の市議会議員を選出することができました。衷心より感謝申し上げます。

次に、本定例会閉会后、当選証書の付与式を予定しておりますので、よろしく願い申し上げます。

◎3 会議録署名委員の指名

○細田委員長

それでは、日程に従いまして、日程3、会議録署名委員の指名でございます。

委員会規程第18条の規定によりまして、加藤代理をお願いいたします。

○加藤職務代理

はい、承知いたしました。

◎4 議題 定時登録関係

議案第136号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第137号 選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、日程4、議題でございます。

定時登録関係、「議案第136号 選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第137号 選挙人名簿から抹消することについて」は関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

それでは、初めに提案理由の説明をお願いいたします。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第136号、選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第22条第1項の規定により選挙人名簿に登録する者を、次のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年12月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男97人、女65人、計162人となっております。

続いて、議案第137号の御説明を申し上げます。

選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第28条に該当するので選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和元年12月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男138人、女108人、計246人となっております。

1枚おめくりいただきまして、資料を御覧ください。

今回、12月1日の定時登録概要についてです。

1番としまして、名簿登録ですが、先ほど申し上げました人数の記載がございまして、転入につきましては、令和元年8月24日から令和元年9月1日までとなっております。年齢要件につきましては、昨日の市議会議員選挙のときもございましたので、12月2日のみとなっております。

2番としまして、選挙人名簿からの抹消につきましては、転出が令和元年7月23日から令和元年7月31日まで。死亡につきましては、市議会議員選挙の基準日の後からですので、令和元年1月24日から令和元年12月1日までとなっております。

データ処理につきましては、市内転居、11月20日までの処理で行っています。

それから、選挙権を有する者の50分の1の数、6分の1の数及び3分の1の数につきましては、下記のとおりです。

裏面を御覧ください。裏面に第1投票区から第23投票区までの登録者数を載せてございまして、合計としまして、115,061人となっております。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは、初めに、議案第136号につきまして、御質疑ございますか。

(なし、の声)

よろしいですか。質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第136号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第136号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第137号につきまして、何か御質疑等ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第137号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第137号は原案のとおり承認されました。

◎4 議題 在外選挙人関係

議案第138号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて

議案第139号 在外選挙人名簿から抹消することについて

○細田委員長

次に、在外選挙人関係でございます。

「議案第138号 在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて」並びに「議案第139号 在外選挙人名簿から抹消することについて」。両件は関連がございますので、一括議題とさせていただきます。

それでは、一括して説明してください。

佐藤係長。

○事務局・佐藤係長

議案第138号、在外選挙人名簿に登録する者を定めることについて。

公職選挙法第30条の6の規定により、在外選挙人名簿に登録する者を次のとおり定めることについて議決を求める。

令和元年12月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男0人、女2人、計2人となっております。

裏面を御覧ください。登録されます女性2人につきまして載せてございます。

続きまして、議案第139号になります。在外選挙人名簿から抹消することについて。

次の者は、公職選挙法第30条の11に該当するので、在外選挙人名簿から抹消することについて議決を求める。

令和元年12月2日提出。朝霞市選挙管理委員会委員長。

男3人、女1人、計4人です。

裏面を御覧ください。今申し上げました4人の方を載せてございます。

更にもう1枚おめくりいただきますと、在外選挙人名簿登録者数としまして一覧がございまして、前回の10月3日から今回の12月2日になったことによりまして、118人であったものが、116人となってございます。

それから、中段にはこれまでの推移を載せてございます。

それから1番下の段ですが、近隣4市の9月定時の段階での人数を載せてございます。

以上になります。

○細田委員長

ありがとうございました。

それでは、初めに議案第138号につきまして、御質疑ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第138号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第138号は原案のとおり承認されました。

次に、議案第139号につきまして、御質疑等ございますか。

(なし、の声)

質疑なければ、質疑なしと認めます。

これより採決いたします。

議案第139号につきまして、原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(異議なし、の声)

御異議なしと認めます。

よって、議案第139号は原案のとおり承認されました。

議案の方は終わりましたが、この際、委員の方から何かございますか。

門傳委員。

○門傳委員

それでは、私から2点確認しながら質問したいと思うのですが、一つ目はですね、期日前投票の場所での、こちらの市役所には膝当てが用意されておりましたよね。ところが、朝霞台の方は、それはないですね。

○細田委員長

私にはありました。二日目からありました。

○門傳委員

それだったら、いいです。初日、向こうはなかったもので、こっちに来たら、こっちはあったから。こっちにあるのだったら、向こうが必要かなと思ったのだけど。

それだったら、結構です。

それから、もう1点はですね、前回の開票のときの中での開票、それから今回十小での開票ということで、我々の集合時間が7時半という確認をしておりました。日曜日のここの食事の時間も、今日は7時半集合ですねということで別れたのですが、実際はですね、前回の一中といい、今回の十小といい、曾根田さんは7時半には見えてないのです。あれは、本人はどのような理由があるかも知らないけれども、あそこには多くの市の職員がいて、選挙管理委員会を見ているわけですよ。そうすると、選挙管理委員会ってそんなレベルなのかと、委員会の品格を疑われると思うのです。我々も同格にされては迷惑するので、決められたことは、きちんと守りませんか。

○曾根田委員

以後、気を付けます。

○門傳委員

以後って、2回連続ですもの。

○曾根田委員

道を間違えちゃった。

○門傳委員

道を間違えたって、もう庭じゃないですか。一番近い距離にいる方が遅れて入って来てき、それはあるまじきだと思いませんか。

○曾根田委員

裏へ入ってみたらね、…ぐるっと回ったら…。

○門傳委員

いや、そういう理由は、理由ではないですって。

○曾根田委員

懐中電灯持っていつとかないと…。

○門傳委員

わざわざよその市町村から来るわけじゃないのですから。委員会として恥ずかしいと思いませんか、ということに僕は言いたかったのです。

時間というのは、お互い守るべきものであって、それをないがしろにしていいという話はどこにもないと思うので、今後気を付けてほしいなど。曾根田委員に言うだけではなくて、私自身もそうであるべきだと思っているものですから。ちょっと、恥ずかしい思いをします。

○曾根田委員

はい。

○門傳委員

お願いします。以上です。

○細田委員長

ほかに、何かございますか。

いずれにしても、今回の選挙につきましては、事務局の方で要覧をまとめてくださいますので、改めてまたそれらを見てですね、反省をして、次のときに改善していただければと思います。

よろしくお願いします。

事務局からは、何かございますか。

○事務局・高田主幹兼局次長

特にございません。

◎5 閉会

○細田委員長

ないようでございますので、以上をもちまして、朝霞市選挙管理委員会定例会を閉会いたします。